

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 23 日

各居宅介護支援事業所の管理者
各介護予防支援事業所の管理者
関係団体の長 } 様

岩手県保健福祉部長寿社会課介護福祉担当

【東北地方太平洋沖地震関係】

要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて
このことについて、厚生労働省から別添のとおり取扱いが示されましたので、ご留意
いただくとともに、適切な対応をお願いします。

(通知の概要)

- ・ 居宅介護支援及び介護予防支援の基準及び報酬の取扱いについて、柔軟な取扱いとすること。
- ・ 利用者が遠隔地へ避難する場合の円滑なサービス提供について、避難元と避難先の関係者が連携して対応を行うこと。

岩手県保健福祉部長寿社会課
TEL : 019-629-5441
FAX : 019-629-5444